

別記様式第1号(第四関係)

武名瀬川地区活性化計画

栃木県下野市

栃 木 県

(平成21年2月)

平成21年12月

赤字の二段書き箇所は、変更部分。上段かっこ書きが変更前、下段が変更後。

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	武名瀬川地区	都道府県名	栃木県	市町村名	下野市	地区名(1)	武名瀬川地区	計画期間(2)	平成20年度～平成24年度
-------	--------	-------	-----	------	-----	----------	--------	-----------	---------------

目 標 :(3)
 武名瀬川地区においては、二条大麦や飼料作物の生産振興により地域の活性化を図るため、経営体育成換地等調整事業を活用し経営体育成基盤整備事業を円滑に実施することで、ほ場条件の整備や農用地の集団化、担い手への農地の集積を促進するなど、後継者が積極的に農業に取り組める条件を整備し担い手が意欲を持って定住できる環境を整える。また、平成19年度現在の集落戸数(216戸)から、平成24年度の集落戸数(205戸)への微減にとどめることを目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:
 下野市は、関東平野の北部、栃木県の中南部に位置し、都心から約85Km圏にあり、東に鬼怒川と田川、西に思川と姿川が流れる高低差のあまりない、古来より開けた平坦で安定した自然災害も少ない地域である。このような恵まれた地勢と気候を活かし、多様な農業が展開されている。武名瀬川地区は、旧南河内町の一部であったが平成18年の3町合併(旧石橋町、国分寺町、南河内町)により、下野市の武名瀬川地区として新たな一歩を歩み始めた。武名瀬川地区は、水田地帯で水稻栽培が盛んであるが、近年転作作物としての二条大麦や飼料作物の栽培が増えてきている。また、新国道4号線に近接し、首都圏への農産物の搬送に有利な地域特性もあり、生産力向上を目指した地域農業の展開が期待される場所である。

現状と課題
 武名瀬川地区は、水田主体の農業地域であるが、農地が狭く、不正形のため、作業効率が非常に悪い。また道路も狭く屈曲しており、大型機械の導入が困難な状況にある。このため、農業従事者の高齢化が進む中で農業後継者不足や、耕作放棄地の増が懸念され、集落戸数及び定住人口の維持が課題となっている。

今後の展開方向等(4)
 武名瀬川地区においては、土地改良事業を行い、ほ場条件の整備や農地の集団化により作業効率を向上させ、農業後継者が積極的に農業に取り組めるようにするとともに、担い手への農地の集積を推進する。また、近年作付けの増えている転作作物としての二条大麦や飼料作物の生産を振興することで、耕作放棄地を無くすとともに、地域の特性を活かせるような経営形態を確立し、農業地帯である武名瀬川地区の活性化を図る。
 このようなことで、武名瀬川地区の活性化を図り、定住環境の整備促進を図っていく。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
下野市	武名瀬川	基盤整備(農用地等集団化)	栃木県土地改良事業団体連合会	有	イ	
下野市	武名瀬川	経営体育成基盤整備事業	栃木県	無	イ	H22～H27(予)

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

3 活性化計画の区域(1)

武名瀬川地区(栃木県下野市)	区域面積 (2)	(70ha) 77ha	
区域設定の考え方 (3)			
<p>法第3条第1号関係： 当該区域の総面積77haのうち農林地面積は67haで87%を占め、8割以上が農林漁業従事者で農林業以外の製造業はない。</p>			
<p>法第3条第2号関係： 地域の高齢化が進み、H12年は14.5%であったが、H17年は16.5%に増加しており、活性化のためには、定住を進めることが必要不可欠な区域である。</p>			
<p>法第3条第3号関係： 家屋間の距離は約40～70mで、区域内には商店が1軒あるのみで、市街地を形成している区域(都市計画法に基づく用途地域を含む。)は含んでいない。</p>			

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)		

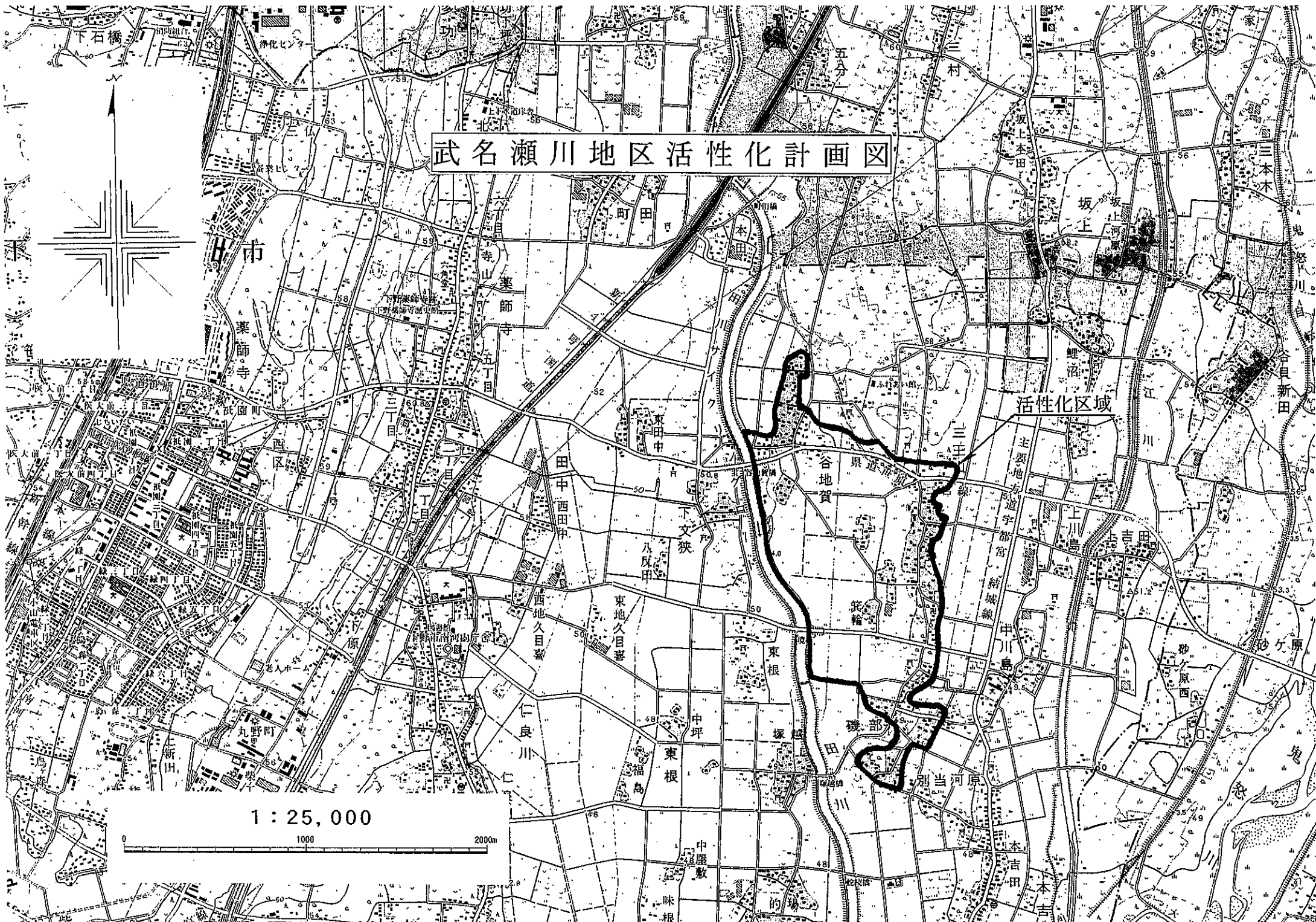
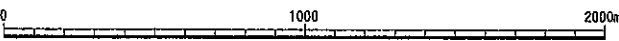
6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

下野市において、現地確認調査によって区域内の集落戸数を把握し、検証する。

武名瀬川地区活性化計画図

活性化区域

1 : 25,000



農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
栃木県下野市 栃木県(代表)	H20～H24

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
下野市経済建設部農政課	0285-48-2143	0285-48-1424	nousei@city.shimotsuke.lg.jp
栃木県農政部農村振興課	028-623-2363	028-623-2337	noson-sinko@pref.tochigi.lg.jp

事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
	定住等の促進に資する基盤整備の円滑化	
設定する目標は計画区域における基盤整備事業着手までの年数とし、以下により求めることとする。 $\text{計画区域における基盤整備事業着手までの年数(年)} = \text{事業実施後、基盤整備事業の着手までの年数(年)}$		
事業活用活性化計画目標の設定根拠 地区のほとんどは水田地帯であり、昔から水稲栽培が盛んだが、近年は生産調整による転作作物として、二条大麦、飼料作物の栽培が増えてきている。このような現状を鑑み、圃場整備を行い農用地の集団化を行なうことで、農作業の効率向上、農業後継者の農業に対する意欲の増進や担い手への農地集積を進め、農業従事者の定住化を図るため、経営体育成基盤整備事業を平成22年度より実施する予定であり、着手前に経営体育成促進換地等調整事業を行うことにより経営体育成基盤整備事業の円滑な実施を図る。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

優先枠を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠成果指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	栃木県下野市・栃木県		
武名瀬川地区計画期間	H20 ~ H24	総事業費(交付金)	(3,216千円(1,607千円)) 3,338千円(1,668千円)
武名瀬川地区実施期間	H20 ~ H21		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		法律第1条及び第3条、基本方針の第1及び第2に適合し、実施要綱、要領にも適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		下野市総合計画等に基づいている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		地元説明会等で基本的内容について理解を得ている。
事業の推進体制は確立されているか		南河内土地改良区武名瀬川維持管理委員会が設立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		農用地の集団化を促進することで、農業の持続的発展と活性化、定住等が促進され、整合性が確保できる。
計画期間・実施期間は適切か		維持管理委員会が設立され、また、ガイドライン及び実施要綱の規定から計画期間5年、実施期間2年は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		交付限度額の範囲である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではないか		自力若しくは他の助成の切り替えなどの事業ではない。
増改築等若しくは合休又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	-	該当なし。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	-	
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3により、「農用地等集団化」については、投資効果を1.0とみなして算定できるものとされている。

	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3により、「農用地等集団化」については、投資効果を1.0とみなして算定できるものとされている。
	事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		事業実施要綱第3、実施要領第2の要件を満たしている。
	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		事業実施主体は、栃木県土地改良事業団体連合会であるため、目的外使用はない。
	施設等の利活用の見直し等は適正か	-	
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし。
	事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか		経営体育成促進換地等調整事業の積算基準に基づき算定している。
	建設・整備コストの低減に努めているか		経営体育成促進換地等調整事業の積算基準に基づき算定している。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし。
	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	該当なし。
	施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか	-	該当なし。
	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	-	土地改良事業団体連合会の一般予算で措置する。
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	-	
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	-	該当なし。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当なし。
	他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし。